3 ［略］

［略］	［略］	［略］

3 別表第十五の3に掲げる野菜冷凍食品にあっては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

［一・二　略］

4 別表第十五の4に掲げるうなぎ加工品にあっては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

［一・二　略］

5 別表第十五の5に掲げるかつお削りぶしにあっては、次に定めるところにより表示する。

一　かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあっては国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあっては外国において製造された旨を「○○製造」と表示する（○○は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあっては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

二　［略］

6 別表第十五の6に掲げるおにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）にあっては、のりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原そうの原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一　国産品にあっては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

二　輸入品にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。

7 1から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。

3 ［同上］

［同上］	［同上］	［同上］

3 別表第十五の24に掲げる野菜冷凍食品にあっては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

［一・二　同上］

4 別表第十五の25に掲げるうなぎ加工品にあっては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

［一・二　同上］

5 別表第十五の26に掲げるかつお削りぶしにあっては、次に定めるところにより表示する。

一　かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

二　［同上］

［項を加える。］

6 別表第十五の1から22までに掲げるものにあっては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、それ以外の加工食品にあっては原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。